

2026 年 10 月 19 日

オーストラリアの国内ガス留保義務制度 - シリーズ#5: オーストラリア国内ガス供給留保制度法案 (Domestic Gas Reservation Bill 2026) をどう読むか - 2026 年 10 月 14 日提 出法案に対する初期評価

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット
橋本 裕、森 義雅、柳沢 崇文

はじめに

オーストラリア政府は 2026 年 10 月 14 日、国内ガス供給留保制度 (Domestic Gas Reservation Scheme: DGRS) の本体法案および関連法案を連邦議会へ提出した¹。

日本エネルギー経済研究所 (IEEJ) は、本制度に関し、

- 2026 年 5 月に公表された Draft Design Framework^{2,3}
- 2026 年 9 月に公表された Exposure Draft Legislative Package^{4,5}

の双方についてコンサルテーション期間中にコメントを提出した。

法案提出を受け、本稿では IEEJ が従来問題提起してきた主な 8 項目について、現行法案にどのように反映されたのか、改善されたのか、引き続き課題として残っているのか、整理したい。

1 20%DSO 上限

IEEJ の問題提起

20%という上限値の根拠が不明確であり、透明な分析に基づくべきと指摘した。

現行法案

Demand Calibration が導入され、実際の DSO は 20%未満に調整可能となった。一方、最新の法案では "*Target aggregate supply*" の概念を導入し、地域市場毎の供給量目標を設定することとしている。

評価

一部改善。しかし 20%という数字自体の根拠は依然として十分説明されていない。

¹ https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r7559

² <https://consult.dccew.gov.au/domestic-gas-reservation-scheme-draft-design-framework>

³ <https://consult.dccew.gov.au/domestic-gas-reservation-scheme-draft-design-framework/take-the-survey/view/44>

⁴ <https://consult.industry.gov.au/domestic-gas-reservation-scheme-exposure-drafts>

⁵ <https://consult.industry.gov.au/domestic-gas-reservation-scheme-exposure-drafts/submission/view/45>

関連条文

Section 23 - *Minister may determine varied DSO percentage*

Section 24 - *Target aggregate supply of natural gas*

2 Must Sell 要件

IEEJ の問題提起

商業的に合理的な取引や善意のマーケティング努力（good-faith marketing）を重視すべきと主張した。

現行法案

依然として国内市場への実供給を基本とする制度である。

評価

原案をほぼ維持。柔軟性は追加されたが、制度の基本思想は変わっていない。

関連条文

Section 16 - *Licence holder must meet domestic supply obligation*

Section 17 - *Minimum total quantity for domestic supply obligation*

Section 18 - *Meaning of DSO supply*

Section 19 - *Circumstances of deemed DSO supply*

3 既存契約保護

IEEJ の問題提起

契約更新・UQT（受け渡し増量許容分）・エクイティリフティング等の保護を求めた。

- i. 既存 LNG 契約
- ii. 延長契約
- iii. 契約更新のオプション権
- iv. UQT 数量の保護
- v. エクイティリフティング

現行法案

Adjustment Quantity メカニズムが導入された。

評価

一部改善。既存契約は認識されたが、契約更新等の扱いにはなお不透明性が残る。

関連条文

Section 25 - *Demand calibration*

Section 26 - *Recognition of existing contracts etc.*

Section 27 - *Limits on making DSO adjustment determinations*

4 制度開始時期

IEEJ の問題提起

6 か月延期では十分でない可能性を指摘した。

現行法案

DSO 開始は、2028 年 1 月へ延期されていたがそれ以上の変更はなし。

一部改善はあるが、ADP(年間引き渡し計画)や商流調整の観点では依然課題がある。

関連条文

Commencement Provisions

Explanatory Memorandum

5 大臣裁量 (Ministerial Discretion)

IEEJ の問題提起

裁量権の透明化・明確化を求めた。

現行法案

裁量行使要件が以前より整理された。

評価

改善。ただし実務運用は引き続き注視が必要である。

関連条文

Sections 23 - 31

6 Physical Domestic Market

IEEJ の問題提起

ウエスタンオーストラリア (WA) 州制度やノーザンテリトリー (NT) 案件への配慮を求めた。

現行法案

Physical Domestic Market 概念と Adjustment Mechanism が導入された。

評価

改善。

しかし将来の WA 案件や NT 案件については不透明性が残る。

関連条文

Section 12 - *References to export from a domestic gas market etc*

Section 24 - Target aggregate supply of natural gas

Section 25 - *Demand calibration*

Section 26 - *Recognition of existing contracts etc.*

Section 27 - *Limits on making DSO adjustment determinations*

7 Flexibility Mechanisms

IEEJ の問題提起

Debt Quantity 等の蓄積リスクを指摘した。

現行法案

Deferred Quantity および Debt Quantity は維持された。

評価

ほぼ維持。懸念は依然として残っている。

関連条文

Section 21 - *Offsetting deferred quantities*

Section 33 - *Domestic supply obligation debt quantities*

8 Export Licence 期間

IEEJ の問題提起

長期輸出許可を提案した。

現行法案

20 - 50 年の長期ライセンス制度が導入された。

評価

大幅改善。IEEJ および産業界の主要要望が反映された項目である。

関連条文

Part 4 Division 2 - *Grant of export licences etc.*

まとめと考察

今回議会へ提出された法案は、2026 年 5 月に公表された Draft Design Framework と比較すると、柔軟性を大幅に高めた内容となっている。

特に、長期輸出許可、Demand Calibration、WA 州制度への配慮、大臣裁量の明確化

などは、産業界や国際需要家からの意見を一定程度反映したものと考えられる。

一方で、20%上限の妥当性、*Must Sell* の基本構造、*Debt Quantity*、NT 案件の扱いなどについては引き続き検討の余地が残されている。

オーストラリアが今後も、国内市場への安定供給、LNG 輸出国としての信頼性、上流投資の継続、を同時に実現していくためには、予見可能で合理的な制度運用が不可欠である。今後は議会審議や実施細則の策定過程が制度の実効性を左右することになる。その動向を引き続き注視していく必要がある。

総括評価

論点	評価
20%DSO 上限	一部改善
Must Sell 要件	原案をほぼ維持
既存契約保護	一部改善
制度開始時期	一部改善
大臣裁量	改善
Physical Domestic Market (WA・NT 対応)	改善だが未解決論点あり
Flexibility Mechanisms (Banking/Borrowing)	原案をほぼ維持
Export Licence 期間	大幅改善

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp